# グループ税務ポリシー

サワイグループ（以下、当社グループ）は、「健全な社会の存在とその持続的（サステナブル）な発展」こそが、その存立の基盤と考えています。そのため、各国の経済・社会の発展に寄与する納税は大変重要な役割を果たすものであるとともに、各国・地域の税法等を遵守した適正な納税を行うことは果たすべき企業の社会的責任であることを認識しています。一方で、税務リスクを適切に分析・評価し、公正を重視した納税を図ることは、企業価値の最大化につながるものです。これらの総合的な観点から、税務コーポレートガバナンスの構築・整備が重要であり、このような考えのもと、ここにサワイグループ税務ポリシーを定めます。

## 1. 税務ガバナンス

当社グループ全体の税務ガバナンスに対する責任はグループ財務部担当役員が負います。当社グループは日本国内でグループ通算税制制度を採用しており、日本国内の税務については当社のグループ財務部が統括管理しております。海外の税務については、海外各社の担当部門が行います。また、税務当局から受けた指摘事項等に係る再発防止策を講じるとともに、担当部門による定期的なモニタリング、評価及び見直しを行います。その結果はトップマネジメントに報告がなされ、必要な取組みが行われる体制を構築します。

## 2. 税務コンプライアンス

当社グループが事業活動を行う国・地域の税務関連法令及び国際的なガイドライン等を遵守し、適正な納税を行います。

## 3. 税務リスクの低減

当社グループは、事業環境の変動性、不確実性、複雑性等による税務リスクに対し、外部の税務専門家による助言や情報収集、税務当局への事前照会・相談のほか、当社グループにおける税務担当役職員に対する教育やルールの徹底等を図ることでリスクの低減に努めます。

## 4. 税務プランニング

当社グループは、経済や社会の発展に貢献する事業等に対する優遇税制を合理的な範囲内において活用することにより、公正な税負担ひいては企業価値の最大化を図ることがあります。一方で、事業目的や事業実態を伴わない税制優遇の活用を行わないほか、タックスヘイブン等を利用する恣意的な租税回避や濫用的な税務プランニングは行いません。

## 5. 移転価格

当社グループは、OECD の移転価格ガイドラインを遵守し、当社グループ会社間の取引においては、各社の機能・リスク・重要な無形資産等に応じて事前に契約書等により取り決めた独立企業間価格によっ

て取引を行います。また、事前の取り決めに沿った価格設定になっているか、事後的に検証するとともに、移転価格の妥当性を論証する移転価格文書を作成・保持します。さらには、必要に応じて税務当局との事前確認制度を活用し、適正な納税に努めます。

6.　税務当局との関係

当社グループは、当社グループが事業を展開する各国・地域の税務関連法令や税務当局の要請に基づき、適切に対応することにより税務当局との間で信頼関係を構築・維持するよう努めます。税務当局と当社グループとの間で見解の相違が生じた場合には、真摯な協議を行うことによりその解消に努めます。解消しない場合は、専門家の意見も聴取した上で、適正な手続を取ることがあります。

7.　透明性の確保

当社グループは、当社グループが事業を展開する各国・地域の税務関連法令、開示基準及び会計基準に従った税務情報の開示を行います。また、当社グループの税金に関する情報や考え方について適時適切に開示を行います。

附則
本ポリシーは、サワイグループホールディングスグループ財務部担当役員の管轄とする。
本ポリシーの改廃には、サワイグループホールディングス取締役会決議が必要である。

２０２４年1月２６日制定・２０２４年2月1日施行
２０２４年4月２６日改定・２０２４年6月 25 日施行